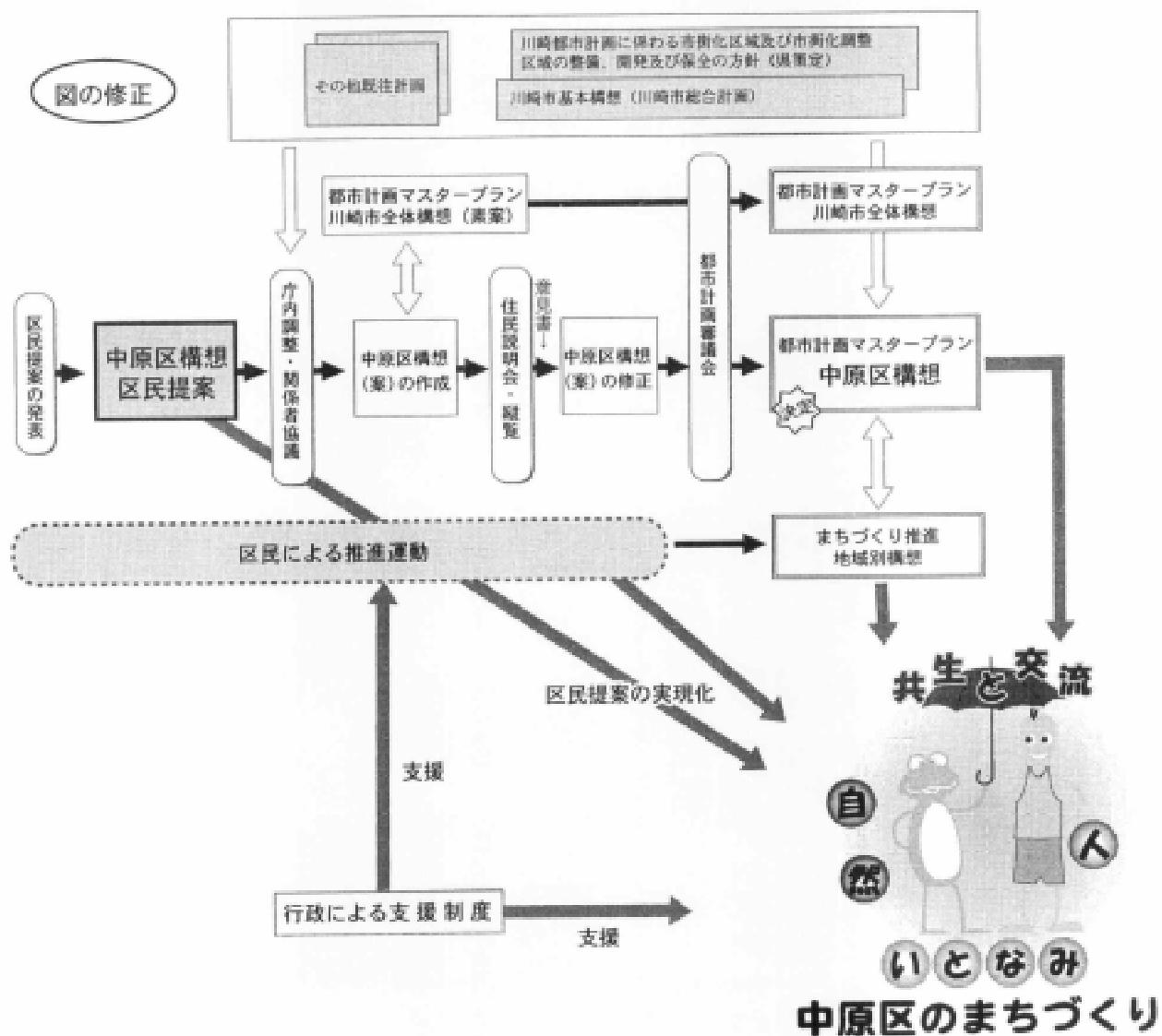


第VI章. 区民提案の推進について

VI-1. 区民提案策定後のスケジュールについて

- ・都市計画マスターPLAN中原区構想「区民提案」が区民提案発表会で行政に提出された後は、「区民提案」を基に、行政内部で新総合計画や他の既往の計画や事業との調整を行い、また、関係機関との調整が行われ、「都市計画マスターPLAN中原区構想（案）」が作成されます。その後、広く市民に対して住民説明会・縦覧を行い、広く市民からの意見を求めていきます。
- ・市民から寄せられた意見を受けて、必要な修正等を行った後、寄せられた意見書を付して都市計画審議会に諮問・答申され、「都市計画マスターPLAN中原区構想」として決定・公表されます。
- ・「都市計画マスターPLAN中原区構想」決定後は、市民と行政のパートナーシップにより、この構想に基づいたまちづくりが進められていくことになります。また、行政からの提案や地域住民からの発意に応じて、より小地域（小・中学校区程度）で「まちづくり推進地域別構想」を検討し、即地的なまちづくりが進められていくことになります。

■区民提案発表後の流れ



中原区のまちづくり
いとなみ

VI-2. 市民と行政の役割について

- ・第V章までに示した中原区構想区民提案が目指すまちづくりを実現するためには、市民と行政のパートナーシップによる推進が必要です。このため、市民と行政が役割分担しながら、それぞれが主体的に進めていく必要があります。
- ・役割分担を整理すると次のようになります。

【市民の役割】

- ・それぞれの地域におけるまちづくり活動の気運づくり
 - ・市民間の合意形成づくり
 - ・行政のつくる計画や事業への参加
 - ・まちづくりの計画や具体的な都市計画の提案
 - ・建築協定やまちづくり協定などの自主的なまちのルールづくり
 - ・その他まちづくり活動の実践
- など

【行政の役割】

- ・都市計画への市民提案の反映
 - ・公園や道路などの都市施設の整備
 - ・市街地再開発や土地区画整理などの都市計画事業の実施
 - ・良好な市街地形成をするための都市計画法や建築基準法などの法律や条例の適切な運用
 - ・適切な情報提供や専門家の派遣などによる市民のまちづくり活動の支援
- など

VI-3. 区民提案推進組織について

- ・「区民提案」の内容を推進するために「区民提案推進組織」を立ち上げ、それが区民提案の推進に関する活動を行っていくことが有効と考えられます。
- ・この組織の位置づけと役割、組織体制は次のように考えられます。

【位置づけ】

- ・区民提案の推進組織として、市民・行政の双方に認知されることをめざします。
- ・また、最終的には、自立した組織として都市計画やまちづくりに関する様々な活動を行うことが可能な組織に成長させることを視野に入れた活動を進めるものとします。

【役割】

- ・区民提案の内容の定期的なチェック、見直しを行う。《ローリング》
- ・まちづくり推進地域別構想検討のための地元への働きかけや検討組織の立ち上げを行う。《プロデュース》
- ・必要に応じて、地元組織と地元住民、行政の間に入り、調整を行う。《コーディネート》

【組織体制】

- ・区民提案の発表後は、区民提案を推進していく体制が必要です。このため、区民提案発表後に、推進していくための体制を検討していく必要があります。
- ・区民提案推進組織の構成は、次のように考えられます。
 - 区民提案の内容を熟知している検討委員会をベースとし、幅広い市民の参加を求めます。
 - 必要に応じて、各まちづくり推進地域別構想の検討・推進をスムーズに進めることのできる人材が参加できるようにします。
 - 区民提案を推進するための様々なコーディネートを行うため、必要に応じて、専門知識をもった人材が参加できるようにします。
 - 市民と行政のパートナーシップによる組織とします。このため、区役所や関係する市部局が参加します。
- ・できるだけ、早い時期に推進組織を立ち上げる必要があると考えます。

VI-4. 区民提案の推進方法について

- ・区民提案を推進していくためには、次のようなことが必要になると考えられます。

1. 区民提案の周知
2. まちづくりの気運づくり
3. 小地域を単位としたまちづくりの方針づくり
4. プロジェクト別まちづくり

1. 区民提案の周知

- ・区民提案は、区全体を見据えた都市計画の基本的な方針を広く市民の参加を得ながらまとめたものです。地域のまちづくりを進めていくためには、区民提案が広く区民に認知され理解されることが必要です。このため、区民提案を広く区民に周知していくことが必要です。

2. まちづくりの気運づくり

- ・市民生活と直結したまちづくりを具体的に進めていくために、より小さな地域におけるまちづくりの方針を詳細に定める必要があります。
- ・より小さな地域におけるまちづくりの方針を詳細に定めるためには、地域でまちづくりの気運が高まり、市民側からの発意が不可欠となります。
- ・このことから、区民提案を踏まえ、地域のまちづくりの気運を高めていくことが必要です。

3. 小地域を単位としたまちづくり方針づくり

- ・区民提案は、中原区全体をとらえたものです。今後は、より身近な地域で具体的なまちづくり推進するための地域別のまちづくり方針が必要になります。
- ・このことから、小・中学校区の範囲程度の地域で、その地域の住民が中心となって、行政などが一緒になってまちづくり方針を検討していく必要があります。
- ・小地域を単位としたまちづくり方針は、「まちづくり推進地域別構想」として気運が高くなったところからはじめることができます。

4. プロジェクト別まちづくり

- ・地域のまちづくりの気運の高まりに応じて、区民提案で出されている個別具体的なプロジェクトを推進することも重要です。これらは、前述の小地域を単位としたまちの方針づくりと並行して進めることも考えられます。

【プロジェクト例】

- 等々力緑地と多摩川緑地の一体的整備
- 駅から多摩川へアクセスできる遊歩道整備（多摩川オアシスプラン）
- パンジーの花回廊づくり
- 桜の花回廊づくり
- みんなでつくり・管理するマイ公園プラン
- 農地を活かしたまちづくり
- 二ヶ領用水・渋川の親水化推進
- 堀を活かした水のまちづくり
- 魅力ある河川沿いの街なみ景観の創出
- 安全なまちを実現するための住環境整備（狭あい道路の拡幅など）
- 集合住宅の屋上緑化プロジェクト
- 空中庭園プロジェクト
- 人と自転車と商店の共生プラン
- 中原街道の歴史を活かしたまちづくり
- 魅力あふれる中原の拠点づくり
- 地域商店街が元気なまちづくり
- 縁・文化の拠点づくり
- みんなのコミュニティバスプラン
- スムーズな交通を確保する都市計画道路整備の推進
- 沿道市街地のルールづくり